# 第1章

# 市民生活

性別や年齢、障がいの有無、文化の違いなどを超えて、市民一人ひとりがお互いに尊重し合い、地域で支え合うまちづくりを進めます。


1–01 地域コミュニティ、交流（地域間交流）

1-02 男女共同参画

1-03 人権・平和

# 地域コミュニティ、交流（地域間交流）

## 基本施策に含まれる施策

地域コミュニティの活性化　（施策1−01−01）

市民交流の活性化　（施策1−01−02）



## 施策を取り巻く現状と課題

### 現状

- 少子高齢化の進行、生活のグローバル化と個別化、ライフスタイルの多様化等により、自治会加入率は年々低下し、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が進んでいます。
- 現状の行政サービスや住民のつながりが弱い地域コミュニティでは、様々な課題・ニーズに対応できなくなってきています。
- 市民公益活動※1団体は、地域において福祉、子どもの健全育成、学術・文化・芸術など、多岐にわたる分野で活動を行っています。しかし、各団体の構成員の高齢化が進むとともに、新しい人材の確保が困難になっていることから、活動が難しくなっている団体が増えてきています。
- 国内の友好・姉妹都市及び連携都市との交流は、伝統行事への相互参加、物産展の開催等を通じた行政関係者による交流が中心となっています。

### 課題

- 「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治の意識を高めるために、自治会活動などの地域のコミュニティ活動※2を促進する必要があります。
- 地域の様々な課題、ニーズに対応するために、地域にある多様な主体が協働・連携して、より効果的な地域づくりを進めるための新たな仕組みづくりの推進が必要です。
- 学生、勤労者、団塊世代をはじめとする退職者などに対する市民公益活動への参加を促す取組や、市民公益活動団体への支援の方法についても引き続き検討していく必要があります。
- 国内の友好・姉妹都市及び連携都市との市民レベルでの交流を促進することが必要です。

※1　市民公益活動：市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。市民公益活動を行う団体には、自治会などの地域自治組織、ＮＰＯ法人、ボランティア団体などがあります。

※2　地域のコミュニティ活動：同一地域内に居住する人々の交流のための行事やイベント、地域の課題の解決に向けた活動や取組など

# 地域コミュニティの活性化

## 施策の目標

市民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の進行など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、近年多発する災害への対応や子どもの安全確保など、様々な地域課題に的確に対応するために、地域の連帯感や助け合いの意識を高め、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、適切な役割分担の下、市民が主役となったまちづくりの推進を目指し、地域コミュニティの活性化を図ります。

## 目標の達成度を評価する指標

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|---|
| 自治会加入率(4月1日現在)…① | % | 79.1(2014年度) | 80.0 |
| 地区自治連合会加入率(4月1日現在)…① | % | 67.6(2014年度) | 70.0 |

## 施策の展開方向

### ①地域活動の推進

- 地域住民に対し、奈良市自治連合会と協働して、防災防犯、高齢者支援、子どもの見守りといった様々な地域コミュニティ活動への参加を促し、住民の地域コミュニティへの帰属意識向上に努めます。
- 地域コミュニティ活動の活性化を進める中で、拠点となる施設（地域ふれあい会館等）の整備に努め、市民とともに既存施設の有効活用を図ります。
- 地縁組織（自治会、老人会、婦人会、子ども会、ＰＴＡ等)、ＮＰＯ、ボランティア団体等は、それぞれが地域で課題の解決に取り組み、成果を挙げていますが、単独での課題解決には限界があることから、効果的に解決ができるように、各主体が協力連携できる新しい仕組みとして、地域自治組織設立に向けての支援を行い、自主的な地域自治を推進します。

日頃の生活の中での地域の人との交流の程度
（2014 年度（平成 26 年度）奈良市のまちづくりに関する市民アンケートから）

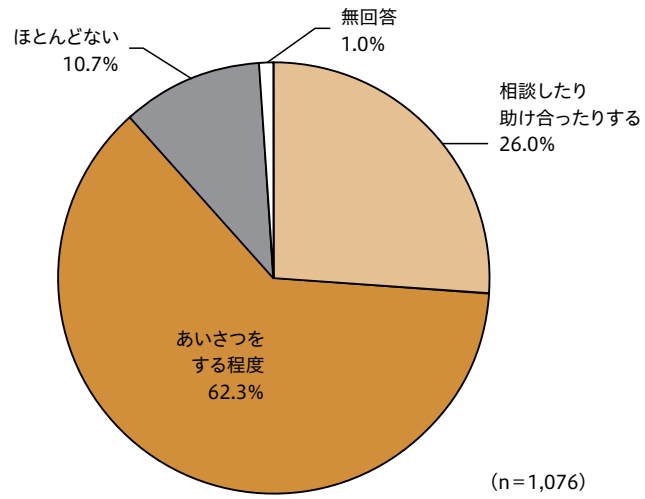


（n＝1,076）

施策1−01−02

# 市民交流の活性化

## 施策の目標

あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく暮らすことのできるまちを目指します。また、国内の友好・姉妹都市及び連携都市と、互いの資源を生かしながら文化、教育、産業など多方面にわたる交流を推進するとともに、市民レベルでの交流を促進し、市の活力を創出します。

## 目標の達成度を評価する指標

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|---|
| 市民公益活動入門講座、ボランティア入門講座への参加者数…① | 人 | 148（2013年度） | 300 |
| 奈良市ボランティアセンター利用者数…① | 人 | 21,069（2013年度） | 22,500 |
| 奈良市ボランティアインフォメーションセンター※1の登録団体数…① | 団体 | 189（2013年度） | 300 |
| 国内の友好・姉妹都市及び連携都市との交流事業数…② | 事業 | 8（2014年度） | 12 |

## 施策の展開方向

### ①ボランティア・ＮＰＯ活動の活性化

- 協働によるまちづくりを推進するために、市民やボランティア・ＮＰＯ、自治会などの市民公益活動団体と行政との役割分担を構築し、市民相互の活動を支援します。
- 市民公益活動団体へ積極的に情報を提供するとともに、活動の主体となる人材の育成を図ります。
- 市民・市民公益活動団体・事業者・学校・行政が一体となり、協働型社会に向けた意識づくりや環境づくりに取り組みます。
- ボランティア活動の拠点施設として、市民の活動を支援するための奈良市ボランティアセンターの充実を図るとともに、奈良市ボランティアインフォメーションセンターにおいて、より幅広い公益活動に関するきっかけづくりを推進します。
- 奈良市ボランティアポイント事業※2を活用し、ボランティア活動へのきっかけづくりと推進を図ります。

### ②都市間・地域間交流の推進

- 市民レベルでの友好・姉妹都市及び連携都市との交流を促進します。
- 文化、教育、産業など幅広い分野での友好・姉妹都市及び連携都市との交流を推進します。
- 誰もが訪れたくなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現するため、「もてなしのまちづくり推進行動計画」を推進します。

※1　奈良市ボランティアインフォメーションセンター：ボランティアなどの市民公益活動に関する情報の収集や発信と、相談・コーディネート業務を行うとともに、地域におけるリーダーやコーディネーターなどの人材育成を行う施設

※2　奈良市ボランティアポイント事業：市が指定するボランティア活動等に参加した市民に、本市の特産品やバスのチャージ券との交換、加盟店での割引に使用できるポイントを付与する事業

# 男女共同参画

## 基本施策に含まれる施策

男女共同参画社会の実現　（施策1−02−01）

## 施策を取り巻く現状と課題

### 現状

- 本市では、男女共同参画社会を実現するため様々な取組を行ってきました。その一つである、あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画は徐々に進みつつあるものの、分野によって格差があるなど、いまだに十分とはいえません。
- 本市は県外への就業率が高く、帰宅時間が遅く家庭生活や地域生活に充てる時間が持ちにくい環境にあります。また、女性は就業継続を希望しても、妊娠や出産で退職を余儀なくされている状況がみられます。

### 課題

- あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画推進と、それを進めるための女性の人材育成が必要です。
- 男女が家庭と仕事、地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といったライフステージに応じた多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランス※の推進が必要です。
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれずに男女が多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画に関する意識啓発が必要です。
- 施策の実施に当たっては、国及び県と連携するとともに、市民や事業者等と協働することが必要です。

奈良市男女共同参画センター「あすなら」

「あすなら」での市主催講座

※　ワーク・ライフ・バランス：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現可能な調和の取れた状態

施策1−02−01

# 男女共同参画社会の実現

## 施策の目標

男女が社会のパートナーとして、共に責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

また、地域や家庭・職場などあらゆる分野で女性がいきいきと活躍できる社会を目指します。

## 目標の達成度を評価する指標

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|---|
| 審議会･委員会などの女性委員の登用率…① | % | 31.1（2013年度） | 35.0 |
| 市役所の女性管理職比率（市長部局）…①④ | % | 17.2（2014年度） | 30.0 |
| 市役所の男性職員の育児休業取得率（市長部局）…②③④ | % | 3.2（2013年度） | 13.0 |
| 男女共同参画センター「あすなら」主催の啓発セミナーの参加率…②③ | % | 61（2013年度） | 100 |

## 施策の展開方向

### ①あらゆる分野の政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画の推進

- 政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画の視点を持ち、あらゆる分野で活躍できる女性の人材の育成と活用に努めます。
- 家庭・地域・社会活動等への男女共同参画を推進し、確立を目指します。
- 伝統文化、国際交流への男女共同参画を促進します。

### ②ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女共同参画社会を目指す環境を整備します。
- 女性の自立・就業継続促進のための条件を整備します。
- 雇用における男女平等の確保に努めます。
- 女性の職業能力の開発と職業教育の充実を推進します。
- ワーク・ライフ・バランス実現に向けた意識啓発の推進を図ります。

### ③人権の尊重と男女共同参画への意識改革

- 男女共同参画を目指す教育・学習を促進します。
- 男女の人権の尊重と女性に対するあらゆる暴力の廃絶を推進します。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の視点からの女性の健康の増進と福祉の向上を図ります。
- 男女共同参画を目指す意識改革の促進・浸透を図ります。

### ④男女共同参画施策推進のための環境の整備・充実

- 男女共同参画施策推進のため、地域における環境整備に努め、庁内でも一層積極的に取り組めるよう、推進体制を整備・充実します。

※　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：生涯を通じて自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のこと。子どもを生む、生まない、いつ何人生むかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには、思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としています。

# 人権・平和

## 基本施策に含まれる施策

人権と平和の尊重 （施策1−03−01）

## 施策を取り巻く現状と課題

### 現状

- 年齢や性別、障がいの有無、民族等の違いによる偏見・差別があります。また、インターネット利用者による悪質な書き込みなど、人権問題は多様化してきています。生活・住環境の面で格差の解消は進んでいますが、同和地区に対する差別意識は今なお存在します。
- 戦争体験、被爆体験者も少なくなっていく中で、唯一の被爆国として、核兵器廃絶と戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代に引き継いでいく必要性が高まっています。

### 課題

- 人権に関わる学習が知的理解にとどまらず、豊かな人権感覚や実践的態度が培われる内容となるよう、指導方法の工夫・改善を図っていく必要があります。
- 差別のない明るくふれあいのある奈良市の実現のため、「奈良市人権文化のまちづくり条例」及び「奈良市人権文化推進計画」に基づき、啓発活動を進めていく必要があります。
- 平和な社会の実現のため「日本非核宣言自治体協議会」、「平和首長会議」に加盟していますが、これらの団体への加盟自治体が連携しながら、市民参画による取組を進めていく必要があります。

【人権教育地区別研修会参加人数】

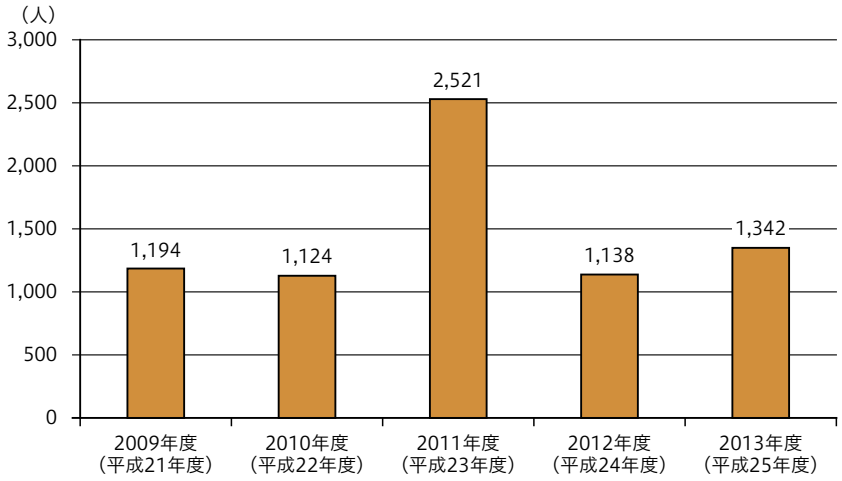

施策1−03−01

# 人権と平和の尊重

## 施策の目標

市民一人ひとりが、あらゆる機会やあらゆる場において人権に対する正しい知識を習得し、豊かな人権感覚を育み、人権を守り、差別を許さないという意識を養い、行動できるように取り組んでいきます。

また、世界から核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を願う社会の実現に取り組んでいきます。

## 目標の達成度を評価する指標

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|---|
| 人権教育地区別研修会参加人数…① | 人 | 1,342（2013年度） | 1,600 |

## 施策の展開方向

### ①人権教育の推進

- 指導者としての資質と実践的な指導力の向上を図るため、計画的で体系的な人権教育研修を実施します。
- 情操豊かな本市の子どもたちを育成するために人権学習教材の作成と活用を通して、人権意識の高揚を図っていきます。
- 地域における人権教育の推進を図るため、奈良市人権教育推進協議会と協働・連携します。そして、地域活動としての人権学習を通して人権問題への認識を深めることにより、全市レベルでの市民意識向上に努めます。

### ②人権啓発活動の推進

- 市民一人ひとりが、様々な人権問題を自分自身の課題とし、その解決に向けて努力できるよう、あらゆる機会やあらゆる場において啓発活動を推進します。
- 人権文化センターについては、市全体の施設のあり方を考える中で、関連施設と併せて、機能と指定管理者制度導入を視野に入れた運営形態や施設数について検討します。

### ③人権問題解決のための協働・連携

- 高齢者･児童･障がい者等への虐待やいじめ、ＤＶ※、性同一性障害等の性的少数者に対する差別･偏見といった、あらゆる人権侵害をなくすため、法務局（人権擁護委員）、なら犯罪被害者支援センターなどの関係機関と協働・連携を進めることにより、差別のないまちづくりを推進します。
- 社会問題となっているヘイトスピーチは、特定の集団に悪意をもって誹謗・中傷する許しがたい人権侵害行為であり、国・県・各種団体と協働し、根絶に向けて幅広く啓発活動を行います。

### ④非核・平和の推進

- 世界から核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を願う「非核平和都市宣言」の精神に基づき、宣言の趣旨の普及や啓発により、平和意識の高揚を図ります。

※　ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）：夫婦や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力などもあります。